

## 神奈川県住生活基本計画の改定骨子案の概要について

## 改定の趣旨について

- 現行計画への改定から5年が経過し、「新たな日常」に伴う住まい方の多様化や、気候変動の影響などによる自然災害の頻発・激甚化など、社会情勢が大きく変化していること、また、国が住生活基本計画（全国計画）を令和3年3月に改定し、新たな住宅政策の目標を示したことから、これらに的確に対応した住まいまちづくりを進める必要があるため、本計画を改定する。
- 併せて、住宅政策に関する計画（かながわの住宅計画）について、関連の深い計画を一本化し、県民に分かりやすい計画体系とするため、これまで別に策定していた「神奈川県賃貸住宅供給促進計画（平成31年3月）」及び令和3年度末に策定予定の「神奈川県マンション管理適正化推進計画」を本計画に統合する。

## 第1回～第3回住宅政策懇話会の検討内容を踏まえた改定の方向性

多様な住生活の実現	住宅セーフティネットの強化	安全・安心な住まいまちづくり
<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域コミュニティの再生</li> <li>○多世代が支え合うまちづくり</li> <li>○新たな生活様式への対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅確保要配慮者への居住支援の充実</li> <li>○OSN住宅、サ高住等の供給促進</li> <li>○公的賃貸住宅の供給促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害に強い住まいまちづくり</li> <li>○マンションの適正管理と再生の円滑化</li> <li>○空き家の適切な管理と利活用の促進</li> </ul>

- 県民の住生活に係る「現状と課題」は、多様化し複合的になってきている。



- 課題解決のためには、地域の実情にあった、複合的な取組みが求められている。

## &lt;改定の方向性&gt;

- ① 住生活基本計画（全国計画）で示された「社会環境の変化」など、新たな取組みについて対応を図る。また、これまで行ってきた現行県計画の取組みの中で、今後も必要な取組みについては、引き続き、継続する。【全国計画に即した施策・現行県計画の施策】
- ② 社会状況の変化による新たな課題に対応するため、多彩で多様な神奈川の魅力を活かした、「神奈川県らしい住生活」の実現を目指す。【県独自の視点からの施策】

## 住生活基本計画（全国計画）のポイント

## 【ポイント①】

社会環境の変化を踏まえ、新たな日常や豪雨災害等に対応した施策の方向性を記載（目標1, 2）

- ・新たな日常に対応した、二地域居住等の住まいの多様化・柔軟化の推進
- ・安全な住宅・住宅地の形成、被災者の住まいの早急な確保

## 【ポイント②】

2050年カーボンニュートラルの実現に向けた施策の方向性を記載（目標6）

- ・長期優良住宅やZEHストックの拡充、LCCM（ライフサイクル・カーボン・マイナス）住宅の普及を推進
- ・住宅の省エネ基準の義務付けや省エネ性能表示に関する規制など更なる規制の強化

## 神奈川県住生活基本計画の構成（案）

## 第1章 計画の位置づけ等

- 1 計画の目的 : 全ての県民が、ともに支えあいながら、安全で安心して暮らせる住まいまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進する
- 2 計画の位置づけ : 住生活基本法第17条第1項に基づく都道府県計画等
- 3 計画期間 : 2021(令和3)年度から2030(令和12)年度までの10年間
- 4 SDGsとの関係 : SDGsの趣旨を踏まえ、取組を推進する

## 第2章 神奈川県における住生活の現状と課題及び基本的な方針

- 1 住生活をめぐる現状 : 人口減少、少子高齢化、高齢者の急増、空き家の増加、マンションの高経年化、居住コミュニティの衰退等
- 2 住生活をめぐる課題 : 現状から見えてくる今後10年間の課題を挙げる
- 3 施策の基本的な方針 : 社会環境の変化に対応した施策、神奈川の魅力や特徴を活かした施策等を推進する

## 第3章 基本目標と施策の展開

- 1 基本目標 : 人生100歳時代に向けて、全ての県民が、ともに支えあいながら、安全で安心して暮らせる住まいまちづくりの実現
- 2 4つの視点と目標 : 「社会環境の変化」「人・コミュニティ」「住宅ストック・まちづくり」「神奈川県らしい住生活」の4つの視点からそれぞれの目標を立てる
- 3 施策 : 基本目標の実現に向けて、4つの視点と目標別に各住宅施策を展開

## 第4章 神奈川県賃貸住宅供給促進計画

新たな住宅セーフティネット制度を、地域の実情にあわせ、計画的に推進する

## 第5章 神奈川県マンション管理適正化推進計画

国が定める基本方針に基づき、地域の実情等に応じてマンション管理の適正化を推進する(対象:町村部)

## 第6章 計画の実現に向けて

- 1 計画の役割分担 : 県、市町村、都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者、NPO、県民等が相互に連携を図りながら適切な役割分担のもと、計画の実現を目指す
- 2 推進体制 : 計画の実行性を高めるために、PDCAサイクルによる進行管理を行う

## 第7章 住宅の供給目標及び考え方

- 1 公営住宅の供給目標及び考え方 : 国との事前協議、市町村との調整等を経て決定する予定
- 2 住宅の供給等及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域 : 市町村との調整等を経て決定する予定